

## 「農業通信 VOL. 4」

### 「異業種からの農業参入」

近年、農家の減少や「担い手」の減少、耕作放棄地の増加等の農業を取り巻く環境の変化に伴い異業種からの農業参入（参入を希望する企業）が増加しています。

農業参入に関する制度改正も2001年の「農業生産法人の組織形態に株式会社を容認」を皮切りに現在では「農地法の抜本改正」へ方向へ進みつつあります。「農地法の改正」では農地の所有者と耕作者の分離（旧・耕作者主義 所有者＝耕作者）を根本的な考えとしています。

参入を希望する企業では、「企業の効率的な経営を導入し農業の再生を目指す」というコンセプトに基づいた進出を図っております。

また参入目的としては、建設業・・・公共事業に代わる新事業開拓、食品外食産業・・・自社用食材、実験農場、消費者へのPR 等があります。

ここで、農業への参入パターンとしては以下の3パターンです。

農地を利用する・・・農業生産法人等

農地を利用しない・・・非農地利用型法人（養鶏・養豚等）

農業生産なし・・・農作業受託型法人（作業のみ）

では実際の参入企業は実態としてどうなのでしょう？

全国的に企業の農業参入を見ても、ワタミ・メルシャン・キューサイ・セブン&アイHD、サイゼリア等の外食産業や食品加工業が成功しており、一般企業ではなかなか成功事例がありません。

原因として、農業参入の地域の支援に対し実態を踏まえた議論が不足し企業側の希望農地の確保ができず、更には地域の支援が得られないのが実態です。

これらの問題解決のため、農業参入を考えた時点にて上記の参入パターンの～ のどの方法でするのか、また農業参入地域に対しての理解をどう得ていくかを計画的に進めていく必要があります。

また、平成20年7月に「農商工等連携促進法」も制定され、「中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援」を行い産業間の壁を越えた連携促進を実現しやすくしております。

当事務所では「農業経営改善スペシャリスト」「農業経営アドバイザー」「全国農業経営専門会計人協会」に登録・加盟しており農業全般の問題にお答えで

きるよう準備しております。

是非、お気軽に「農業プロジェクト」までご相談して下さい。

農業プロジェクトリーダー 酒井充明